

安 衛 推 協 第 3 8 号  
令和 5 年 3 月 1 5 日

地方公共団体の長 殿  
(安全衛生担当課扱)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会  
理事長 渕上 俊則  
(公 印 省 略)

### 作業環境測定士派遣事業について（ご案内）

平素より当協会に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、公務災害を未然に防止し、安全で快適な職場環境の形成を促進するため、作業環境測定士を派遣して事務所環境や作業環境（情報機器作業環境を含みます）を測定し、測定結果に基づくアドバイスをを行う標記事業を令和3年度から実施しております。

本事業につきまして、令和5年度も下記のとおり実施いたしますので、ぜひともご活用くださいますようご案内申し上げます。

なお、この通知は、各地方公共団体の労働安全衛生担当課宛てにお送りしております。

#### 記

1. 事業内容 「気温・湿度」、「騒音」、「照度」、「化学物質の空气中濃度」などを、専門家である作業環境測定士が専門機器で測定し、結果を報告します。併せて、測定結果に基づく研修等（事務所環境、情報機器作業環境、熱中症対策等）を実施することができます。
2. 対 象 地方公共団体の事業場  
(地方公務員災害補償法が適用となる職員が常時勤務している事業場であれば、業種は問いません。)
3. 費 用 **無料**（派遣に係る費用（測定料、旅費等）は当協会が負担します。)
4. 募集期間 **令和5年4月3日（月）から令和6年1月5日（金）まで**  
(測定士の派遣は、令和6年2月中旬までを予定しております。)
5. 申込方法 事前にお電話又はEメールにてお問い合わせいただいたうえで、実施希望日の1か月前までに「派遣要請書」をご提出ください。実施日程を調整し、派遣の決定を行います。要請書は当協会ホームページ（※）からダウンロードできます。  
※ <https://www.jalsha.or.jp/cyoken/sagyou/>
6. 留意事項
  - ・本事業による作業環境測定を、地方公共団体における法定の作業環境測定とすることはできません。
  - ・お申し込みは、**1団体につき1プラン**（プランについては裏面参照）までです。
  - ・協会職員が同行します。

〔問い合わせ先〕 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課  
〒102-0083 千代田区麹町三丁目2番地 垣見麹町ビル  
電話：03-3230-2021 Eメール：choken@jalsha.or.jp

## 作業環境測定士派遣事業プラン

### Aプラン 作業環境測定

ご希望の作業場を、作業環境測定士が測定します。

測定後、概ね1か月後に作業環境測定結果報告書（書面）をお送りします。

### Bプラン 作業環境測定＋結果報告・研修

ご希望の作業場を、作業環境測定士が測定します。

測定後1か月以降先の日程で、測定結果の報告及び研修を実施します。後日、作業環境測定結果報告書（書面）をお送りします。

【研修テーマ一覧】下記よりご希望のテーマを選択してください。

- ①事務所環境について ②情報機器作業について ③作業環境測定結果の評価と事後措置について  
④局所排気装置について ⑤保護具の使い方について ⑥簡易測定器を用いた環境評価について  
⑦化学物質のリスクアセスメントについて ⑧騒音について ⑨熱中症対策について ⑩その他

### ○対象業種（例）（プランA・B共通）

- ・事務（情報機器作業）
- ・試験研究機関（有機溶剤、特定化学物質など）
- ・病院（ホルムアルデヒド、キシレン、エチレンオキシド等）
- ・上下水道（水質検査等で使用する有機溶剤、特定化学物質等）
- ・清掃（騒音・金属、粉じん）
- ・土木現場（溶接ヒューム）等

（注1）測定期間は最大で連続する2日間までとします。測定内容を調整させていただく場合があります。

（注2）Bプラン選択の場合、結果報告・研修は全体で1.5～2時間を想定しています。

（注3）労働安全衛生法施行令第21条第6号の放射線業務を行う作業場のうち、電離放射線障害防止規則第53条第2号（放射性物質取扱作業室）、第2の2号（事故由来廃棄物等取扱施設）及び第3号（放射性物質の濃度に関する測定）には対応しないこととします。